

高齢者の交通事故防止ポイント

★自転車に乗るときのポイント



自転車に乗る時は、
必ずヘルメットを
着用しましょう！



自転車の交通違反に
「交通反則通告制度」
「青切符」導入！

令和8年
4月1日
施行

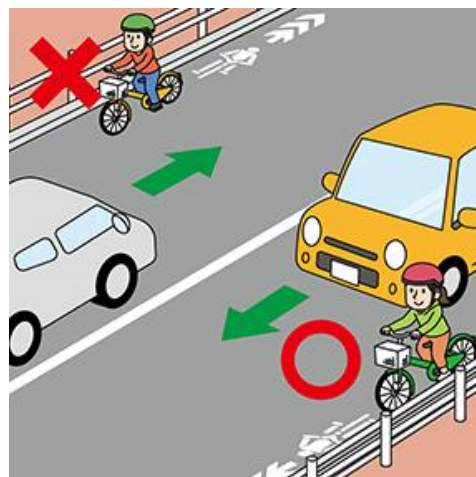
- ・16歳以上が対象
- ・対象となる違反113種類
- ・反則金額は原付と同一



交差点では、必ず一時停止をする習慣を
身につけ、左右の安全を確かめましょう！



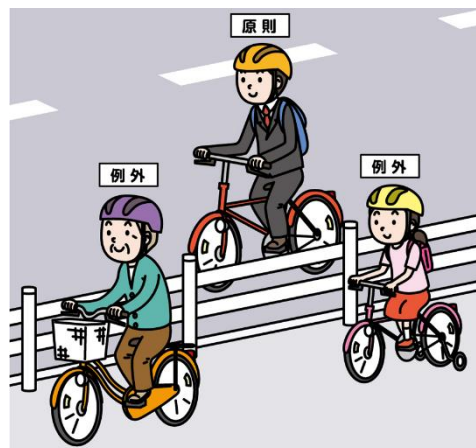
自転車は、車両の一種です。
車道を通るときは、
左側を通行しましょう！



道路を横断するときには、必ず
周囲の安全を確かめましょう！



自転車は、車道が原則！



暗くなったら、必ずライトを
点灯し、反射材を身につけ自分
の存在をアピールしましょう！



【例外】

- (1) 道路標識や道路標示で指定された場合
- (2) 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- (3) 車道や交通の状況からみてやむを得ない場合

70歳以上の人は、歩道を通行できます。
歩道を通行する時は、歩行者の妨害をし
ないようにしましょう！